

平成 30 年度和人会事業計画

施設目標

ご利用者及びご家族の希望を最大限尊重し、一人ひとりに適したサービスを提供することにより、全ての方々にご満足いただける日常生活の支援に努める。

長期入所稼働率	98%	延べ利用者数	27.185 人
短期入所稼働率	91.3%	延べ利用者数	5.332 人
通所介護稼働率	82%	延べ利用者数	8.905 人を目標とする。

介護老人福祉施設

1 個別ケア

特別養護老人ホームは居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化が図られる為、今後より一層の効果的な個別ケアが求められる。

①から③について重点的に取り組んでいきたい。

①ご利用者一人一人と向き合い、質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽し、ご利用者の生活暦、価値観を踏まえた活動を考え、その人らしい生活が送れるように支援していく。

②ご利用者の施設生活支援の中で多職種との連携（カンファレンス等）や専門的知見に重点を置き、体系的な本人を中心としたケアマネジメを展開していく。

③オムツ 0、下剤 0 を目指した取り組み

ご本人に合った排泄プランを立て、オムツや下剤の過度な使用を避け、ご利用者に快適に過ごして頂くと共に、経費削減にもつなげるように努める。

2 看取り介護

施設入所契約時、また随時最期の迎え方についてご利用者及びご家族の意向を伺い、看取り介護について説明を行い、同意を得ていく。ご利用者の尊厳が守られ苦痛のない穏やかな最期が迎えられるように多職種で協力し、ご希望に沿ったサービス提供に努めていく。また、職員も、研修や勉強会の参加により不安なく看取り介護に取り組めるようにしていく

3 健康管理と感染予防

日常の健康管理を行い、異常時の早期対応をすることにより、ご利用者が穏やかに日々の生活が送れるように看護介護を行っていく。

また、感染症発生予防に努め（予防接種の実施、面会制限等）感染症発症時には、適切な対応を行い感染症拡大を防いでいく。

29年度のインフルエンザの感染を受け、今後は面会制限の徹底や居室の間仕切り等の徹底を図る。

4 身体拘束をしないケアと事故防止への取り組み

ご利用者に対して、尊厳をもって身体拘束等の行動制限をしないケアを徹底する。やむを得ない場合には身体拘束の3原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし合わせた検討を行う。

ご利用者が安全で安心な生活が継続できるようリスクマネジメントを行い事故防止に努める。日々のケアの中でヒヤリハット報告書を積み上げていくことでその人の特性を把握し、重大な事故を未然に防いでいく。

5 認知症ケア

認知症ケアに対する専門的知識・技術の向上を深め、ご利用者一人ひとりの生活歴を十分に把握し、認知症状の緩和を図る。

認知症があっても、ご利用者のその人らしさを大切にしながら、安心できるケアを提供することで、ご家族に安心と満足を頂けるよう努める。

6 人材育成と意識改革

質の高いサービスの提供・専門的技術・知識の向上を図る為、介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得や教育委員会を中心とした施設内研修の充実を図る。介護の専門性を体系化するため、事例研究、ケーススタディを継続的に行い、施設外の研究発表会へ積極的に発表、参加していく。

7 平成 30 年度年間行事・レクリエーション計画

	行事	地域協力機関	レクリエーション
4月			買い物・花見
5月			バラ園
6月			動物園
7月	納涼会	境川保育園	七夕飾りつけ
8月			流しそうめん
9月	敬老会	玉諸保育所 かえで支援学校	お茶会
10月	運動会	友愛保育園	お茶会
11月			紅葉狩り
12月	忘年会・餅つき	みなみ幼稚園	年賀状作成
1月			おとその会・書初め
2月			節分
3月			雛飾り・イチゴ狩り

8 食事サービス

ご利用者の体調や好みに合わせた、きめ細やかな食事提供を行うと共に、食中毒防止のため、大量調理マニュアルにそって安全・安心な食事を提供するよう、委託給食会社の栄養士・調理師を中心とした厨房の体制を整える。

地域包括支援センターと連携し、介護保険支援事業や家族介護教室、またデイサービスでの集団栄養指導などへの参画を行う。

災害・非常時にもご利用者が安心して過ごすことができるよう、福祉避難所も想定した非常食の備蓄・食事関連備品等の整備に努める。

食中毒 0件

非常食 200人分を5日間(15食分)備蓄

介護保険支援事業・ご家族介護教室 年1回

デイサービス栄養指導 年12回

を実現する。

9 ボランティア活動の推進

社会福祉法人の使命である、地域における公益的な取り組み活動を行い、地域イベント、清掃活動等の奉仕活動や、一人暮らし高齢者世帯、生活困難者の支援に、組織的に取り組んでいく。

10 その他

利用者の皆様が心豊かに生活していただけるよう、施設ボランティアの皆さまにご協力頂き、傾聴を主とした支援を行う。

介護記録システムの導入・介護ロボットの検証を行い、介護業務の効率化、記録時間の短縮により、利用者サービスの質の向上を目指す。

トリアスデイサービスセンター

1 目標利用者数

一日平均利用者数（月～土）27名以上を目指す。

月曜日から土曜日までの登録者数を35名とし、日曜日にも登録者25名を目指し、年間利用者8905人以上を目指す。

2 個別ケアと精神的ケアの実践

利用者様の個性を尊重しつつ実態に則した自宅生活が営めるよう適切な援助を行う。利用者様及びご家族からの要望や相談をケアマネや地域包括支援センターとも連携をとりながら利用者様が安心して充実した在宅生活が営めるよう支援、援助を行う。

3 機能訓練の継続的な実施

30年度介護報酬改定にある利用者様の介護度の改善・維持充実に努め理学療法士を中心に看護・介護職員も協力し機能訓練を実施する。利用者様がいつまでも在宅生活が送れるよう支援、援助を行う。

4 地域との連携

利用者様の自立支援に努めるとともに、地域の行事への参加や交流を積極的に進める。レクリエーションのイベント情報を作成し地域住民の方々にも自由に見学、参加出来る場を提供していく。

5 施設レクリエーションの充実

利用者様が自然に生活機能向上になるようなレクリエーションを計画し、実施して楽しんで頂く。また、個別のレクリエーション、習字、絵手紙、紙花造り、囲碁、将棋等、一人一人の要望に対応できる内容も用意する。さらに、外部のボランティアの方々にも引き続き協力してもらい、充実した内容を取り入れていく。

甲府市南東地域包括支援センター

甲府市高齢者支援計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指す。高齢者を支える地域体制作りを推進する甲府市の事業として「生活支援体制整備事業」がH29年度始動している。我々、包括としても地区組織や甲府市社会福祉協議会が委託を受ける生活支援コーディネーターと連携し、地域課題やニーズの把握に努める他、医療と介護の連携を推進し、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを目指す。

29年度に引き続き、30年度はさらに権利擁護対応件数が増加傾向にある。今年度の事例の特徴として、成年後見制度の申し立て支援の増加が挙げられる。高齢化に伴い、判断力が低下した方への支援の必要性が高まっている状況である。支えが必要となった時も尊厳のある生活ができるよう、細やかに対応していく。

1. 地域包括ケア体制の構築の推進

方針：①地域の会合への出席、包括の周知徹底、地域情報の把握を行う。

②民生委員や福祉推進員とケアマネジャーとの連携構築を行う。

内容：連携の強化・推進

2. 介護予防ケアマネジメント業務

方針：①平成30年度介護保険改定に伴い、研修等への参加を通し、個々の職員のスキルアップを図る。

②ケースの受け持ちについては、効率良く業務が進むよう担当の振り分けを行う。

③介護予防（セルフマネジメント）に関する地域ニーズを把握し、それに向けたアプローチを行い地域住民の健康意識・地域力の向上を図る。

内容：要支援1、2、総合事業プラン作成・元気アップ高齢者支援事業（実態把握・プラン作成）一般高齢者への介護予防普及啓発

3. 総合相談支援業務

方針：平成30年3月から新システムに変更になったことにより、総合相談分析・地域課題把握を行い、地区組織の会合や機関紙を通し地域へフィードバックする。

内容：相談対応・相談内容データ分析

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

方針：地域のケアマネジャーの質の向上を目的にネットワーク構築支援、実践力向上支援を行う。

内容：介護支援専門員の実践サポート・ケアマネ交流会開催

5. 権利擁護業務

方針：①地域や関係機関に向け成年後見制度、高齢者虐待防止法の周知を行う。

②高齢者虐待事案では終結を意識し支援を行う。

内容：高齢者虐待対応、消費者被害防止・成年後見制度利用の相談・申し立て支援

6. 認知症施策推進事業・認知症高齢者見守り事業

方針：甲府市もの忘れ相談体制を活用し医療との連携を進める。認知症サポーターの活用を支援する。

内容：早期発見早期診断普及啓発・対応、もの忘れ相談体制推進、認知症ケアパスの活用 認知症サポーター養成講座（年2回以上）

7. 家族介護支援事業

方針：居宅介護支援事業所と連携しニーズ把握を行う。また、機関紙等を用い開催周知を行う。

内容：相談支援・家族介護教室開催（年1回以上）

8. 配食サービス調査業務

9. 地域包括支援センターの機能や役割の周知

方針：機関紙作成において住民が目にしやすく関心を持つ内容の検討に努める。

内容：機関誌発行（年6回）・地域や関係機関への周知

10. 地域密着型サービス事業への支援業務

方針：地域密着型サービスの質の向上を図る。

内容：運営推進会議に出席、助言、市への報告

居宅介護支援事業所 事業計画

H30年4月の改定は6年に一度の診療報酬とのダブル改定で、団塊世代の介護や看取りへの需要が高まる2025年以降を見据えた対応が焦点となっている。医療と介護の連携で切れ目のない支援が受けられるよう介護支援専門員の役割が重視されている。そのことを踏まえた支援を行っていく。また、特定事業所として地域ケアシステム構築のために各方面への働きかけもしていく。

1、在宅生活継続への支援

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り自宅において、個人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。そのために法人内の連携を強化し、スムーズなサービス提供ができるようにする。

2、関係機関との連携と協働

利用者の心身状況、その置かれている環境に応じて、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように配慮する。

終末期となっても在宅での生活が継続できるよう主治医や医療機関と連携を密に取り合い、きめ細かく適切なサービスを提供する。

3、利用者の尊厳を守る

居宅介護支援の提供にあっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、当人に適切なサービスが提供されるよう支援する。

4、特定事業所としての責務を果たす。

対人援助職としての専門性を磨き利用者に還元するために、計画的な研修計画を立て自己研鑽していく。また、他事業所とも協力し事例検討会をしていく。そのなかで地域課題のヒントを見つけていく。

24時間体制を確立し、支援困難ケースも積極的に受け入れていく。